

日本超音波検査学会会則

昭和 54 年 4 月 1 日	制定
平成元年 4 月 1 日	改正
平成 4 年 4 月 1 日	改正
平成 7 年 4 月 1 日	改正
平成 13 年 5 月 13 日	改正
平成 14 年 4 月 1 日	改正
平成 15 年 4 月 1 日	改正
平成 17 年 5 月 29 日	改正
平成 20 年 6 月 15 日	改正

第一章 総則

第1条 この学会は、日本超音波検査学会（英文表記 Japanese Society of Sonographers：略称 JSS）と称する。

第二章 目的および事業

第2条 この学会は超音波検査に携わる技術者の学問および技能の研究と知識の交流を目的とする。

第3条 この学会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1) 総会，学術集会，地方会，講習会など
- 2) 機関誌の発行
- 3) その他，この学会の目的を達成するために必要な事項

第三章 会員

第4条 この学会の会員は次のとおりとする。

- 1) 正会員：超音波医学検査に携わる技術者および超音波検査に関心を有し，所定の会費を納入した個人。
- 2) 賛助会員：この学会の主旨に賛同し，所定の会費を納入した団体または個人。
- 3) 名誉会員：この学会の業務に顕著な功績のあった会員または学識経験者。名誉会員は別に定める規約に基づき選考し総会の承認を得た者とする。

第5条 この学会に入会を希望する者は所定の申込用紙に必要事項を記入の上，細則に定める入会金および年会費をそえて提出し理事長の承認を得る。

第6条 会費納入は原則として前納とし既納の会費はいかなる理由があっても返還されない。ただし，海外留学のための休会は，所定の申請書を提出し理事長が認めた場合に適応される。

第7条 会員の権利

- 1) 会員には機関誌が送付される。
- 2) この学会が主催する学術集会，地方会，講習会などに参加できる。
- 3) 3年以上の在籍により社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士の受験資格を有する。

第8条 会員が退会しようとするときは，理由を付けて退会届を理事長に提出しなければならない。

第9条 会員に次の各項に該当するとき行為があったときは理事会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。

- 1) この学会の名誉を傷つけ、または会則に反する行為のあったとき。
- 2) この学会の目的に違反、もしくは著しく秩序を乱したとき。
- 3) 会費を2年以上滞納したとき。

第四章 役員

第10条 この学会に、役員選任規程により選出された次の役員を置く。

- 1) 理事長
- 2) 副理事長
- 3) 理事
- 4) 評議員
- 5) 監事

第11条 役員の任期

- 1) 任期は4月1日より翌々年の3月31日までの2か年とする。
- 2) 改選年度の4月1日から総会までは引き継ぎ期間とする。
- 3) 欠員を生じ後任者の選出を行った場合には、その任期は前任者の残存期間とする。

第12条 理事長、副理事長

- 1) 理事長はこの学会の代表者として会務を統括する。
- 2) 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるときは会務を代行する。

第13条 この学会に顧問を置くことができる。顧問は理事長が理事会の議決を経て委嘱する。顧問は重要な事項につき理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第14条 監事は次の各号に規定する職務を行う。

- 1) この学会の財産の状況を監査すること。
- 2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会および総会に報告する。
- 4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会または総会を召集することができる。

第五章 会議

第15条 この学会に次の会議を置く。

- 1) 総会
- 2) 理事会
- 3) 評議員会
- 4) 各種専門委員会

第16条 総会

- 1) 総会はこの学会の最高の決定機関であり、年度終了前および学術集会時の年2回開催する。

- 2) 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、または正会員の5分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して要請があったとき理事長がこれを開催する。

第17条 総会ではこの会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1) 事業計画の決定
- 2) 事業報告の承認
- 3) その他、この学会の運営に関する重要な事項

第18条 総会運営は、別に定める総会運営規程によるものとする。

第19条 理事会

- 1) 理事は理事会を組織し会則に定める会務を処理するとともに目的を遂行する方針を決定し、かつその業務の執行を図る。
- 2) 理事会は総会に次ぐ決定機関であり、その開催日時は理事会で決定する。
- 3) 理事会は構成員の半数以上の出席によって成立する。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。
- 4) 理事会は一部業務の執行のため任務の権限において定められた各種の委員会を置くことができる。これらの委員会には理事以外の正会員を加えることができる。
- 5) 決定事項は出席者の過半数の同意により決定し、可否同数のときは理事長が決定する。

第20条 評議員会

- 1) 評議員は評議員会を組織し、理事長の諮問に応じて重要事項を審議する。
- 2) 評議員会は、理事長が招集し年1回以上開催する。
- 3) 評議員会は構成員の半数以上の出席によって成立する。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。

第21条 理事長は必要と認めるとき各種専門委員会を設置することができる。

第22条 この学会の組織運営は、別に定める組織運営規程によるものとする。

第六章 会計

第23条 この学会の経費は会費およびその他の収入をもって処理する。会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。前年度収支決算は監事の監査を受け総会において承認を得る。

第24条 名誉会員は会費を免除される。

第25条 正会員の会費は細則による。

第26条 賛助会員の会費は細則による。

第27条 会費未納者には納入督促を行い、その間の機関誌等の郵送は行わない。

第七章 会則の変更並びに解散

第28条 会則の改正は理事会の決議を評議員会で審議し総会の承認を得なければならない。

第29条 この学会の解散は理事会の決議を評議員会で審議し、総会において構成員の4分の3以上の議決を経なければならない。

第30条 この学会の解散に伴う残余財産は、理事会の決議を評議員会で審議し、総会において構成員の4

分の3以上の議決を経て、この学会と同じ目的を有する学術団体に寄付する。

第八章 雑則

第31条 この学会則の施行に必要な細則および規程、規約は別に定める。

附則

この学会則は昭和54年4月1日より実施する。

細則

第1条 この学会は事務局を東京都新宿区高田馬場4-4-19（TEL 03-5348-8628）に置く。

URL <http://www.jss.org/>

第2条 正会員の入会金は 2,000 円とする。

第3条 正会員の年会費は 7,000 円とする。

第4条 賛助会員の年会費は一口 20,000 円とする。

第5条 この細則は理事会の議決を経て変更することができる。